

自動車運転者を使用する事業場に係る  
労働基準関係法令の違反状況

(平成24年1月～12月)

事 項 区 分		監督実施 事業場数	労働基準 関係法令 の違反事 業 場 数	主 要 違 反 事 項		
				労働時間	休 日	割増賃金
ト ラ ッ ク 関 係	一般貨物	4,137 (100.0)	3,371 (81.5)	2,344 (56.7)	225 (5.4)	928 (22.4)
	特定貨物	188 (100.0)	146 (77.7)	81 (43.1)	7 (3.7)	32 (17.0)
	小 計	4,325 (100.0)	3,517 (81.3)	2,425 (56.1)	232 (5.4)	960 (22.2)
バ ス 業		570 (100.0)	518 (90.9)	349 (61.2)	52 (9.1)	175 (30.7)
ハイヤー・ タクシー業		552 (100.0)	482 (87.3)	265 (48.0)	33 (6.0)	190 (34.4)
そ の 他		560 (100.0)	407 (72.7)	259 (46.3)	27 (4.8)	137 (24.5)
合 計		6,007 (100.0)	4,924 (82.0)	3,298 (54.9)	344 (5.7)	1,462 (24.3)

(注) 1 「労働基準関係法令の違反事業場数」欄は、何らかの労働基準関係法令の違反が認められた事業場数である。

2 「主要違反事項」欄は、当該事項について違反が認められた事業場数である。

3 ( ) 内は、監督実施事業場数に対する割合 (%) である。

自動車運転者を使用する事業場に係る  
改善基準告示の違反状況

(平成24年1月～12月)

事 項 区 分		監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	改善基準告示違反事項					
				総拘束 時 間	最大拘束 時 間	休息期間	最大運転 時 間	連続運転 時 間	休日労働
トラック関係	一般貨物	4,137 (100.0)	2,653 (64.1)	1,583 (38.3)	2,169 (52.4)	1,711 (41.4)	849 (20.5)	1,480 (35.8)	203 (4.9)
	特定貨物	188 (100.0)	98 (52.1)	50 (26.6)	69 (36.7)	55 (29.3)	26 (13.8)	55 (29.3)	7 (3.7)
	小 計	4,325 (100.0)	2,751 (63.6)	1,633 (37.8)	2,238 (51.7)	1,766 (40.8)	875 (20.2)	1,535 (35.5)	210 (4.9)
バ ス 業		570 (100.0)	415 (72.8)	202 (35.4)	329 (57.7)	191 (33.5)	80 (14.0)	149 (26.1)	28 (4.9)
ハイヤー・ タクシー業		552 (100.0)	241 (43.7)	130 (23.6)	194 (35.1)	69 (12.5)	— (—)	— (—)	30 (5.4)
そ の 他		560 (100.0)	233 (41.6)	130 (23.2)	174 (31.1)	133 (23.8)	82 (14.6)	135 (24.1)	17 (3.0)
合 計		6,007 (100.0)	3,640 (60.6)	2,095 (34.9)	2,935 (48.9)	2,159 (35.9)	1,037 (17.3)	1,819 (30.3)	285 (4.7)

- (注) 1 「改善基準告示違反事業場数」欄は、何らかの改善基準告示違反が認められた事業場数である。  
 2 「改善基準告示違反事項」欄は、当該事項について改善基準告示違反が認められた事業場数である。  
 3 ( )内は、監督実施事業場数に対する割合(%)である。

自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準  
関係法令違反・改善基準告示違反の年別推移

区 分		監 督 実 施 事 業 場 数 労 働 基 準 関 係 法 令 違 反 事 業 場 数 改 善 基 準 告 示 違 反 事 業 場 数		
		平成22年	平成23年	平成24年
ト ラ ッ ク 関 係	一般貨物	2,562	2,671	4,137
		2,077 (81.1)	2,171 (81.3)	3,371 (81.5)
		1,634 (63.8)	1,711 (64.1)	2,653 (64.1)
	特定貨物	104	118	188
		82 (78.8)	93 (78.8)	146 (77.7)
		53 (51.0)	63 (53.4)	98 (52.1)
	小 計	2,666	2,789	4,325
		2,159 (81.0)	2,264 (81.2)	3,517 (81.3)
		1,687 (63.3)	1,774 (63.6)	2,751 (63.6)
バ ス 業	177	214	570	
	144 (81.4)	170 (79.4)	518 (90.9)	
	109 (61.6)	133 (62.1)	415 (72.8)	
ハ イ ヤ ー ・ タ ク シ ー 業	779	639	552	
	660 (84.7)	554 (86.7)	482 (87.3)	
	341 (43.8)	296 (46.3)	241 (43.7)	
そ の 他	371	389	560	
	274 (73.9)	284 (73.0)	407 (72.7)	
	150 (40.4)	136 (35.0)	233 (41.6)	
合 計	3,993	4,031	6,007	
	3,237 (81.1)	3,272 (81.2)	4,924 (82.0)	
	2,287 (57.3)	2,339 (58.0)	3,640 (60.6)	

(注) 各欄の上段は監督実施事業場数、中段は何らかの労働基準関係法令の違反が認められた事業場数、下段は何らかの改善基準告示の違反が認められた事業場数、( )内は監督実施事業場に対する何らかの労働基準関係法令の違反が認められた事業場数の割合(%)及び何らかの改善基準告示の違反が認められた事業場数の割合(%)である。